

平成30年1月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成30年1月10日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 平成30年1月10日(水) 午後4時00分
- 3 閉会日時 平成30年1月10日(水) 午後4時55分
- 4 出席委員(14名)

1番 田 中 誠 委員	2番 齋 藤 正 委員
3番 新 山 秀 男 委員	4番 松 嶋 清 治 委員
5番 金 沢 幸 弘 委員	6番 木 村 喜 和 委員
7番 古 里 厚 子 委員	8番 小野寺 邦 男 委員
9番 久 田 伸 一 委員	10番 四 木 俊 一 委員
11番 砂 渡 精 一 委員	12番 附 田 京 子 委員
13番 沖 澤 勝 委員	15番 金 渕 盛 一 委員
- 5 欠席委員(1名)
14番 渡 辺 耕 一 委員
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第25号 農地の転用事実に関する照会について
報告第26号 農用地利用配分計画の認可に係る通知について
報告第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消について
議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第22号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第23号 競(公)売買受適格者の証明について
議案第24号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
- 7 会議録署名委員
2番 齋 藤 正 委員 13番 沖 澤 勝 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局長 高 橋 宏 典 事務局次長 佐 藤 一 也
事務局主事 川 村 徹 朗

9 書 記

事務局主事 川 村 徹 朗

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより平成29年12月26日告示招集いたしました平成30年1月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会 長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することと
なっておりますので、よろしく願います。

議 長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成29年12月26日告示招集されました平成30年1月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、14番 渡辺 耕一委員です。

議 長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

2番 斎藤 正委員、13番 沖澤 勝委員を指名します。

参与には高橋局長以下各職員、書記には川村主事を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第 1 1 条（法律第 2 4 条）の確認については、町議案第 2 1 号で私と 3 番 新山 秀男委員と 1 1 番 砂渡 精一委員、町議案第 2 2 号で 8 番 小野寺 邦男委員、町議案第 2 4 号で 1 2 番 附田 京子委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。なお、議案第 2 1 号については田中職務代理が議長として会議の進行を行います。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第 2 3 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 2 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第 2 1 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

1 3 番 権利取得日はどのような基準で決まるのでしょうか。
沖澤委員

川村主事 権利取得日とは被相続人の死亡日です。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 2 3 号を報告済みといたします。

次に報告第 2 4 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第24号を報告済みといたします。

次に、報告第25号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第25号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第25号を報告済みといたします。

次に報告第26号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第26号「農用地利用配分計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計画の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。
(説明省略)

議長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第26号を報告済みといたします。
次に報告第27号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」ご説明
いたします。
別紙のとおり当事者双方より許可処分の取消し願の提出があったので、報告するもので
ある。
(説明省略)

議長 報告について、ご意見ございませんか。

13番 どういった経緯で許可取消しとなったのでしょうか。
沖澤委員

次長 贈与の許可が出ていましたが、家族間協議の結果、贈与を行わないことになったとのこ
とです。

議長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第27号を報告済みといたします。

次に、議案第21号を上程する前に、私と3番 新山 秀男委員・11番 砂渡 精一委
員が会議規則第11号に抵触しますので、退席し職務代理が議長を務めます。
(金淵会長、新山委員・砂渡委員退席)

職務代理 議案第21号については、私が議長を務めますので宜しくお願いします。
それでは議案第21号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第21号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明
いたします。
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、
審議を求めるものであります。
(説明省略)

職務代理 事務局から説明が終わりました。
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

5番 現地調査は、事務局1名・委員3名で行いました。
金沢委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。
以上報告致します。

職務代理 事務局及び代表委員による説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第21号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 ご異議なしと認めます。
よって議案第21号は承認することに決定いたしました。

議案第21号の審議が終了しましたので、金淵会長、3番 新山 秀男委員・11番 砂渡 精一委員の入室を求めます。
(金淵会長・新山委員・砂渡委員入室)
金淵会長に議長を交代します。

議長 次に、議案第22号を上程する前に、8番 小野寺 邦男委員が会議規則第11号に抵触しますので、退席を求めます。
(小野寺委員退席)

それでは、議案第22号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第22号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画

(案)を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第22号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第22号は要請することに決定いたしました。

議案第22号の審議が終了しましたので、8番 小野寺 邦男委員の入室を求めます。
(小野寺委員入室)

次に、議案第23号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第23号「競(公)売買受適格者の証明について」
農地法第3条第1項の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可することを求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第23号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第23号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第24号を上程する前に、附田 京子委員が会議規則第11号に抵触しますの
で、退席を求めます。
(附田委員退席)

議 長 それでは、議案第24号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第24号「農地利用状況調査に伴う非農地の承認について」ご説明いたします。
農地法第30条第1項の規定に基づく農地利用状況調査において荒廃農地と判断された
土地について、非農地の承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
それでは議案第24号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第24号は承認することに決定いたしました。

町議案第24号の審議が終了しましたので、12番 附田 京子委員の入室を求めます。
(附田委員入室)

以上をもちまして、六戸町農業委員会1月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時55分 】